

令和 6 年第 6 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 6 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第 59 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 2 議案第 60 号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第 3 議案第 61 号 市町の境界変更について
- 第 4 議案第 62 号 字区域の変更について
- 第 5 議案第 63 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 64 号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 65 号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 66 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 9 議案第 67 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 10 議案第 68 号 令和 6 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 11 議案第 69 号 令和 6 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 12 議案第 70 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 第 13 議案第 71 号 令和 6 年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

議案審議（総括質疑～決算特別委員会付託）

- 第 14 認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 15 認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 16 認定第 3 号 令和 5 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 17 認定第 4 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 18 認定第 5 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 19 認定第 6 号 令和 5 年度美郷町水道事業会計決算認定について

第 2 0 決算特別委員会の設置について

第 2 1 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

1 番	熊 谷 隆 一	2 番	村 田 薫
3 番	鈴 木 正 洋	4 番	藤 原 政 春
5 番	高 山 茂 雄	6 番	高 橋 邦 武
7 番	深 澤 均	8 番	伊 藤 福 章
10 番	泉 美和子	11 番	深 沢 義 一
12 番	熊 谷 良 夫	13 番	澁 谷 俊 二
14 番	長谷川 幸 子	15 番	鈴 木 良 勝
16 番	森 元 淑 雄		

欠席議員（１名）

9 番 高 橋 正 和

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己	副 町 長	本 間 和 彦
総 務 課 長	武 田 浩 之	企 画 財 政 課 長	深 澤 文 仁
税 務 課 長	小田長 光 仁	住 民 生 活 課 長	木 村 英 彰
福 祉 保 健 課 長	大 澤 修	こども子育て課長	高 橋 勉
商工観光交流課長	高 橋 晋 一	農 政 課 長	高 塚 剣
建 設 課 長	高 橋 博 和	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	飛 澤 史 子
農 業 委 員 会 長	佐々木 龍 悦	教 育 長	栗 林 守
教 育 推 進 監	青 谷 千 里	教 育 推 進 課 長	佐々木 寿 人
生 涯 学 習 課 長	中 田 裕 克	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 秀 勝	庶 務 班 長	澁 谷 正 樹
事 務 補 助 員	佐々木 楓	兼 議 事 班 長	

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

9 番高橋正和議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前 10 時 00 分）

◎議案第 59 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第 1、議案第 59 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第 59 号につきましてご説明いたします。

本議案は、当町はじめ県内の市町村により構成する秋田県後期高齢者医療広域連合の規約の一部につきまして、本年 12 月 2 日に施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴いまして、広域連合規約を変更するに当たり、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきたいと思いますので、議案資料集 23 ページをお開き願います。

今回改正を行う別表第 1 でございますが、これは、広域連合規約第 4 条に規定する広域連合の処理する事務のうち、関係市町村において行うものを定めているものです。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、被保険者証及び資格証明書が廃止され、マイナンバーカードの健康保険証登録、いわゆるマイナ保険証を保有されていない方などへは資格確認書を交付することとなりますので、文言を改めるものです。

なお、マイナ保険証を保有されている方には資格情報のお知らせをお渡しすることになりますので、包含し、資格確認書等という表現となっております。

議案 20 ページにお戻りいただき、施行期日につきましては、附則により令和 6 年 12 月 2 日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第59号の説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第2、議案第60号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第60号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、大仙美郷介護福祉組合で共同処理する事務から老人介護支援センターに関する事務を削るとともに、同組合の経費の支弁方法に関する規約を変更することにつき、地方自治法第290条に基づき議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集24ページをお開き願います。

組合規約第3条においては、共同処理する事務から老人介護支援センターを削除し、第9条は、「吏員」の呼称が組合職員に対しては現在使われていないため、字句の整理をするものでございます。

第10条第2項ですが、組合規約の負担割合を大仙市3分の2、美郷町3分の1と規定していたものを「組合の議会の議決を経て定める」に改めるものです。

議案22ページにお戻りいただき、附則でございますが、本組合規約の変更は、関係市町の議決後、知事の許可を要するため、知事の許可を受けた日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第3、議案第61号 市町の境界変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第61号についてご説明します。

提案理由ですが、畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備事業が実施されたことに伴い、従来の地形が変更され境界が不明確となり、整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

議案24ページの境界変更調書に大仙市に編入する区域、美郷町に編入する区域を記載しておりますが、議案資料集にてご説明しますので、資料集25ページを併せてご覧ください。

面積増減調、人口増減調及び選挙区異動調の1、面積増減調ですが、境界変更区域の面積増減になります。

美郷町から大仙市に編入する区域の面積が2万3,786.60平方メートル、大仙市から美郷町に編入する区域の面積が2万3,809.09平方メートル、差引きで美郷町が22.49平方メートルの増、大仙市が22.49平方メートルの減ですが、(4)の変更前後の関係市町の面積にありますとおり、全体面積は変更なしとなります。

議案資料集26ページ以降は、境界変更区域位置図と全体図になります。

議案第61号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第61号の説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第4、議案第62号 字区域の変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第62号についてご説明します。

提案理由ですが、畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備事業が実施されたことに伴い、新たな区画に基づき字界を変更する必要があるため提案するものです。

議案26ページから31ページまでの字界変更調書に変更前と変更後の字の区域を記載しております。

基盤整備事業を実施した場合、従来の境界が不明確なものになり、新しい区画や地形に合わせて登記をする必要があり、字の区域を変更するものです。

なお、議案資料集28ページ以降は、字界変更区域位置図と全体図になります。

議案第62号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第62号の説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第5、議案第63号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第63号についてご説明します。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供について、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案34ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集30ページを併せてご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることにより、町が独自に個人番号を利用できる福祉医療費の支給に関する事務において、被保険者証の確認ができなくなることから、別表第2の表中、利用することができる特定個人情報を医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報に改めるものです。

議案34ページに戻っていただきまして、附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第63号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第63号の説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第6、議案第64号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第64号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、美郷町国民健康保険条例の一部改正を提案するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集31ページをお願いいたします。

本条例で引用している法は国民健康保険法でございますが、同法第9条第9項は、被保険者が資格を喪失した場合の市町村への届出並びに被保険者証または被保険者証資格証明書の返還について規定されているものでございます。

本年12月2日より被保険者証等が廃止されることに伴い、返還に関する規定が削除され、第5

項に繰り上がるものです。

また、被保険者証を交付しないことから、返還に応じない場合の罰則規定を削除するものでございます。

議案36ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は令和6年12月2日から施行するものとし、第2項において経過措置を設けております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第64号の説明が終わりました。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第7、議案第65号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰） 議案第65号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、消防団員の任用要件の緩和について、団員数の確保を図るため、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は38ページですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集32ページをお開き願います。

第3条第1項第1号「町内に居住し、住所を有する者」の次に、「又は町内に勤務する者」を追加するものでございます。

第2項第1号につきましても同様でございます。

この追加した要件につきましては、県内25市町村中22市町村で採用されており、この文言の追加により、消防団員の任用要件が緩和され、団員数の確保につながるものと考えております。

議案書38ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第65号の説明が終わりました。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第66号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第66号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に8億3,409万1,000円を追加する件及び継続費の設定、繰越明許費補正、地方債補正の3件です。

はじめに、44ページ、第2表継続費についてご説明します。

本年6月の第4回町議会定例会で予算を可決いただきました芸術文化推進事業について、美郷の四季の絵画制作を3名の画家に4年間にわたって依頼する事業であるため、令和9年度までの継続事業とするものです。

次に、45ページ、第3表繰越明許費補正についてご説明します。

8款2項道路維持補修事業については、路面標示工事について、同じく道路維持管理事業は、町道9路線の舗装補修工事について、それぞれ工事発注及び施工時期の平準化を図るため、翌年度に繰り越すものです。

10款4項芸術文化推進事業は、野外芸術空間創出事業の彫刻創作について、年度内の完成が見込めないことから、翌年度に繰り越すものです。

次に、46ページ、第4表地方債補正についてご説明します。

過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急しゅんせつ推進事業債について、それぞれ充当する事業の追加等に伴い、限度額を変更するものです。

詳細につきましては歳入で説明いたします。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

50、51ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金の4節児童手当国庫負担金は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和6年10月分の児童手当から制度内容が変更となり、支給対象児童の年齢が18歳到達後の最初の年度末までに延長されるほか、所得制限による特例給付がなくなることなどにより、予算を増減するものです。

1項の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2項1目総務費国庫補助金1節デジタル基盤改革支援補助金ですが、健康管理システムを国が定める標準化システムへ移行するため、現行システムからのデータ抽出並びに移行業務委託に対応する補助金で、補助率10分の10を追加するものです。

2 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 目民生費国庫補助金の 2 節母子保健衛生費補助金は、町が行っている産後ケア施設の利用支援や低所得妊婦初回受診料助成への国の補助で補助率は 2 分の 1 です。

その下の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に対応する経費への国の全額補助で、業務システムの改修費や需用費、時間外手当の相当額を計上しております。

続きまして、15 款 1 項 1 目民生費県負担金の 4 節児童手当県負担金は、児童手当の制度変更により、地方負担分の減少や支給対象児童の年齢が 18 歳到達後の最初の年度末までに延長されたことなどにより、予算を増減するものです。

1 項の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、2 項 4 目農林水産業費県補助金の 2 節農業経営等復旧継続支援対策事業費補助金ですが、7 月の大雨により被害を受けた農家に対して、営農継続に必要な資材等の購入費を支援する県の補助金で、補助率は被害を受けた作目に応じて、水稻と大豆は 3 分の 1、園芸作物等は 2 分の 1 になります。

詳しくは歳出でご説明します。

次の夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、経営力の高い経営体の育成や複合型生産構造への転換に必要な施設や機械等の導入を支援する県の補助金で、補助率は 3 分の 1 になります。

詳しくは歳出でご説明します。

2 項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 議案 52、53 ページをお願いします。

3 項 1 目 5 節秋田県知事選挙費委託金ですが、入場券等を発送する際の郵便料金が 10 月から引上げとなるため、歳出予算の増額と併せて歳入予算を増額するものです。

16 款 2 項 2 目 1 節物品売払収入は、除雪ドーザー 3 台、除雪グレーダー 1 台、ロータリー除雪車 1 台の売払い実績によるものです。

17 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金は、町内企業からの寄附金 1 件分となります。

○商工観光交流課長（高橋晋一） その下、ラベンダー育成協力金ですが、ラベンダー祭り期間における育成協力金の実績により増額を行うものです。

今年のラベンダー育成協力金は 16 万 1,362 円で、昨年より 7,304 円の増となりました。

1 目の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 目指定寄付金の 1 節は、町内企業 1 社より子育て

て支援に使用していただきたいとの希望により35万円のご寄附があったほか、なかよし園での活用として、町内の団体より1万円を、なかよし園保護者お一人より2万円のご寄附によるものです。

17款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、18款繰入金は、町債の繰上償還元金の財源として減債基金を繰入れするものです。

続きまして、19款繰越金は、令和5年度決算額の確定によるものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 20款5項4目雑入1節第三者行為等納付金ですが、第三者行為、具体的には交通事故による加害者の賠償による過年度医療費の福祉医療費分の収入が見込まれるための増額となります。

20款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、54、55ページをお願いします。

21款1項1目2節移住定住推進事業債の過疎対策事業債は、美郷暮らし促進奨励金の増額分です。

3目1節町道新設改良事業債の過疎対策事業債は、橋梁定期点検業務の追加分、緊急自然災害防止対策事業債は、町道舗装補修工事分の追加です。

4節河川工事債の緊急しゅんせつ推進事業債は、河道整正工事、緊急自然災害防止対策事業債は、河川改修工事の追加分です。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について一括してご説明します。

給与費明細書にてご説明しますので、議案72、73ページをお願いします。

1の特別職ですが、その他の特別職の1節報酬50万円の増は、水防団員の報酬で、7月の大雨に伴う出勤による支出で、今後の水防費予算に不足が見込まれるため増額するものです。

次に、2の一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員については、3節職員手当が148万2,000円の増です。

その内訳ですが、各手当支給決定による増として、扶養手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当の増、児童手当制度改正対応による時間外勤務手当の増になります。

ページ下段のイの会計年度任用職員ですが、3節職員手当については、特殊勤務手当として認定こども園の担任手当の増、4節共済費は、短時間勤務会計年度任用職員が共済組合加入要件に

該当したことによる増になります。

このほかに給与費明細書には記載がありませんが、3節児童手当については、令和6年10月分からの制度改正に伴う拡充分を見込み増額するものです。

人件費の説明は以上ですので、以降、各款項目の1節から4節の説明は省略させていただきます。

議案56、57ページに戻っていただきまして、職員人件費以外の歳出についてご説明します。

2款1項1目一般管理費8節の普通旅費ですが、令和6年度指定研修受講職員の確定による減額です。

10節需用費の食糧費ですが、秋田県市町村振興協会が実施する市町村職員海外研修に当町職員1名が参加予定であり、その結団式参加の会費になります。

11節の通信運搬費ですが、特別な事情がある場合を除きまして、各課の郵便料をこの予算科目に一括計上しており、10月から郵便料金が引上げとなることに伴い、今後の不足見込み分を増額するものです。

12節委託料の職員研修事業委託料ですが、管理職向けに事務ミス防止研修を外部委託により実施したく、増額するものです。

その下の設計監理委託料及び14節工事請負費の第二庁舎事務室空調設備改修工事ですが、役場第二庁舎の建設課、農政課及び農業委員会事務室の暖房設備の不具合及び機能低下のため、6月議会定例会で実施設計に係る補正予算を議決いただき、実施設計を行っていましたが、その実施設計が完了し、今回、設計監理委託料及び工事請負費を増額するものです。

1目の説明は以上になります。

続きまして、2目行政推進費7節の報償金ですが、合併20周年記念DVD及び広報美郷合併20周年記念号の作成に係る協力者に対する謝礼となります。

10節需用費の消耗品費ですが、合併20周年記念を祝うのぼり旗及び合併20周年記念品用の不織布バッグを購入したく増額するものです。

なお、歳入でご説明した一般寄附金を合併20周年記念事業に充当しております。

その下の修繕料ですが、コミュニティセンター7か所の今後の修繕料に不足が見込まれるため増額するものです。

11節の賞状筆耕手数料ですが、今年度の表彰予定者の増加により不足分を増額するものです。

2目の説明は以上です。

続きまして、3目文書広報費17節のプリンターですが、広報編集等で使用するインクジェット

プリンターが故障で更新が必要となり、1台分の購入費を増額するものです。

3目の説明は以上です。

5目財産管理費ですが、歳入の物品売払い収入の補正に伴う財源補正になります。

5目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、6目企画費のはじめに12節ふるさと納税支援業務委託料は、10月からの郵便料金値上げに伴い、ワンストップ特例申請処理業務分に不足が見込まれることから増額するものです。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 戻りまして、8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料ですが、地域おこし協力隊が今回新たに実施する食の交流事業に関するものになります。

この食の交流事業とは、新たな関係人口の創出を目的に、首都圏の調理専門学校生を美郷町に招き、地元高校生と一緒に地域の特産品を生かしたメニューづくりを行い交流を行うものです。

8節旅費では、学生と引率者合わせて6名分の交通費、宿泊費を、10節需用費では、メニューづくりに係る材料費や食料費等を、13節ではメニューづくりや交流会等に係る会場使用料をそれぞれ計上しております。

11節に戻りまして、役務費の手数料ですが、旧六郷わくわく園跡地を住宅建築用地にするに当たり、開発行為の許可申請手数料が必要となり計上するものです。

2つ飛びまして、18節負担金、補助金及び交付金の美郷暮らし促進奨励金ですが、7月までを申請期限としていた本奨励金について不足が生じたため追加するものです。

今年度の実績は64件で、当初予算の積算時の見込み件数65件とほぼ同数でしたが、1件当たりの補助金額が増加し、不足が生じたことから増額するものです。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、7目電子計算費は、共同電算運営費に係る財源補正です。

1項の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁） 58、59ページをお願いします。

2項徴税費2目賦課徴収費12節測量調査委託料ですが、黒沢字西野地区に地図に表われていない土地があるとの問合せが土地所有者からあり、調査の結果、原因となっていると思われる空白地が確認されたことから、法務局と協議を重ね、測量を実施し、国調修正することとされたことにより、測量業務委託に要する経費を増額するものです。

以上で2項徴税費の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項3目秋田県知事選挙費及び4目美郷町長選挙費の11節の通信運搬費ですが、郵便料金の引上げに伴い、不足見込み分を増額するものです。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3款1項1目社会福祉総務費10節消耗品費ですが、耳が聞こえづらい方向けの窓口用軟骨伝導イヤホンの購入費です。

設置場所は役場第一庁舎、第二庁舎、各出張所とし、計4台を予定しております。

2目障害者福祉費12節意思疎通支援事業委託料ですが、聴覚障害者の方が行う冠婚葬祭への派遣要請があり、県聴覚障害者支援センターからの要約筆記者派遣に要する委託料を増額補正するものです。

次の18節自動車運転免許取得費補助金ですが、障害のある方への免許取得費用の補助金で、令和6年度において2件の実績がございますが、さらに1件の申請があり、増額補正するものです。

次の19節軽度・中等度難聴者補聴器購入費ですが、18歳以上で身体障害者手帳の交付対象外となっている両耳の聴覚レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満の診断を受けた方を対象とし、補聴器購入費用の2分の1、上限5万円を助成するもので、本年10月1日から施行することとし、20件分の予算を計上してございます。

4目医療給付費27節繰出金ですが、郵便料金値上げや資格確認書台紙購入等に伴う事務費増額分の国民健康保険特別会計への繰出金となります。

3款1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして60、61ページをお願いいたします。

2項5目児童措置費の10節印刷製本費は、児童手当の制度改正により新たに確認書類を送付したことに伴い、使用する封筒に今後不足が見込まれるため計上するものです。

19節扶助費は、令和6年10月分の児童手当から制度内容が変更となり、支給対象児童の年齢が18歳到達後の最初の年度末までに延長されたことや、所得制限の撤廃により新たに対象となる児童数を450人程度と見込み増額したほか、第三子以降の手当額が、これまで小学校修了まで月1万5,000円となっていたものが、18歳到達後の最初の年度末まで月3万円に増額されたこと、また所得制限限度額以上への特例給付が廃止され、本則給付への移行により、それぞれ予算を増減するものです。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項1目災害対策費19節の災害罹災者見舞金ですが、本年7月8日から大雨及び7月24日から大雨により住家床下浸水被害が延べ5件発生してお

ります。町ではこの方々に見舞金をお渡ししたところであり、当該額を増額するものでございます。

3 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費12節標準化データ移行業務委託料ですが、歳入で説明いたしました健康管理システムを標準化システムへ移行するための業務委託料を計上するものです。

2 目予防費22節返還金ですが、令和 5 年度に実施しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金並びに同ワクチン接種対策費国庫負担金の実績に伴う返還金となります。

4 款 1 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、62、63ページをお願いします。

2 項 1 目清掃費18節のごみ集積施設設置補助金及びその下、生ごみ処理容器設置費補助金ですが、これらに関する補助申請や問合せが多くあり、当初予算分はほぼ執行済みとなったものの、まだ問合せがある状況です。今後も補助が継続できるように、ごみ集積施設については7 基分、生ごみ処理容器については2 基分を追加補正するものでございます。

4 款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6 款 1 項 3 目農業振興費の18節生菓の里美郷構想推進事業補助金ですが、生菓の生産性向上及び作付拡大を図るためのキキョウ用定植機の導入に対する補助金で、購入費の全額補助になります。交付先ですが、生菓の生産支援等に取り組んでいる株式会社美郷の大地を予定おり、予算額ですが、1 台分を計上しております。

次の生産力強化支援事業補助金ですが、歳入でご説明しました夢ある園芸産地創造事業費補助金の歳出予算になります。

補助率は県 3 分の 1 と町の協調助成率 6 分の 1 を合わせた 2 分の 1 で、要望があった 1 件分を増額するものです。

次の農業経営等復旧継続支援対策事業補助金ですが、歳入でご説明しました農業経営等復旧継続支援対策事業費補助金の歳出予算になります。

補助対象及び補助率ですが、水稻と大豆については、追加防除に要した薬剤及び次年産用の種子等の購入費で、県 3 分の 1 と、町の協調助成率 6 分の 1 を合わせた 2 分の 1、園芸作物等については、追加防除に要した薬剤及び次年産用の種子等の購入費に加え、追肥に要する費用等の購入費で県 2 分の 1 です。

予算額ですが、水稻と大豆分として150万円、園芸作物等分として75万円の合計225万円を計上

しております。

○建設課長（高橋博和）　続きまして、7目農村整備費12節は農村公園の樹木の伐採等を行いたく、増額計上しております。

27節は農業集落排水事業特別会計の決算により繰越金の確定に伴い減額計上しております。

○農政課長（高塚　剣）　続きまして、2項1目林業費の14節林道七滝山線のり面復旧工事ですが、7月の大雨により崩落した林道七滝山線のり面復旧工事で1か所分を計上しております。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、7款1項3目観光費の10節需用費の消耗品費及び12節委託料については、ラベンダー祭りの実績確定に伴う減額です。

10節需用費の修繕料についてですが、関田円型分木工が文化財登録された際に、町内に設置している大型看板等に文化財登録の旨を明記するほか、施設の名称変更等に伴う看板の修繕に係る予算を計上するものです。

14節工事請負費の後三年スキー場山頂部改修工事ですが、昨年度、後三年スキー場において圧雪車を導入いたしました。が、機械の大型化により、山頂部での旋回ができない状況でございます。

そこで、山頂部の一部を切土し、擁壁を設置することで圧雪車が旋回できるよう拡幅を行いたく予算計上するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和）　64、65ページをお願いします。

8款2項1目道路橋梁総務費8節旅費は、国道13号線整備促進要望活動の旅費の増額、12節は、大字浪花地内の道路の未登記解消のための委託料を計上しております。

続いて、2目道路維持費10節は、除雪機械の整備に係る修繕費について不足が見込まれることから増額計上しております。

14節工事請負費については、道路区画線の劣化等に伴う路面標示工事を計上しており、こちらは雪消え後の速やかな施工を行いたく、繰越しを予定しております。

続いて、3目道路新設改良費12節委託費については、道路メンテナンス事業による橋梁点検10橋分を増額計上しております。

14節工事請負費については、舗装補修等として、大坂黒沢線ほか計11路線を計上しております。

なお、国では、建設工事における施工時期の平準化を推進しており、当町においても年度の切り替わる時期であっても施工ができるよう、先ほどの道路区画線工事同様に一部を繰越しとして計上しております。

続いて、3項1目河川総務費についてですが、14節は準用河川小杉崎川の河川改修工事、館ヶ沢川の河道整生に係る費用を計上しております。

続いて、4項2目都市公園費14節工事請負費については、仏沢公園の遊歩道の柵の一部の土台部分に崩落が認められ、改修の経費を計上しております。

続いて、5項1目下水道費についてですが、27節は下水道事業特別会計の決算により繰越金の確定による減額及び設備改修の財源としての増額を合算して計上しております。

続いて、6項1目住宅管理費についてですが、次の66、67ページと併せて説明をいたします。

10節修繕料については、今後の公営住宅の修繕予算に不足が見込まれることから増額計上しております。

12節施設管理委託料は、町営曉住宅周辺の一部の樹木伐採の経費を計上しております。

14節工事請負費は、小安門住宅の居室の塗装及び野荒町住宅の一部の電気温水器の交換、上鍮田住宅の6棟のうち3棟及び飯詰駅前住宅4棟のうち2棟を降雪前に解体いたしたく計上しております。解体となる住宅は、いずれも入居者はありません。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、9款1項5目消防施設費14節の消防施設改修工事ですが、279か所ある防火水槽のうち、貯水水位の低下が見られ、漏水していると思われる3か所について、漏水防止工事を施行するもの及び711か所ある消火栓のうち、老朽化や設置位置の改善など3か所の改修工事を行いたく、係る費用を補正するものでございます。

9款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款2項1目学校管理費12節施設管理委託料ですが、六郷小学校の敷地内樹木について、隣接する家屋や道路にかぶさり支障となっている枝の剪定撤去にかかる予算を増額するものです。

3項1目学校管理費14節工事請負費ですが、美郷中学校の校門について、経年劣化による門柱や台座に破損が見られることから、修繕に係る予算を、また、敷地内舗装のクラック等の著しい破損箇所について、パッチング等の補修予算を計上するものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、68、69ページをお願いします。

4項1目社会教育総務費7節報償金及び8節費用弁償、12節野外芸術空間創出事業彫刻等創作委託料は、野外芸術空間創出事業に係る関連予算で、報償金及び費用弁償は、今後、同事業の検討委員会において、制作者との打合せが必要となることから、予算を組み替えるものでございます。

野外芸術空間創出事業彫刻等創作委託料は、制作者に対する委託料で、現在、制作候補者として推薦された3名の方にマケット制作、いわゆる立体作品の縮尺モデルの制作を依頼し、9月末までに納入することとなっており、10月上旬開催の検討委員会による選定コンペにおいて制作者を決定することとしております。

なお、今回の委託料につきましては、予算編成の段階で、実際に候補者がマケット制作について承諾くださるか不透明であったことや、今回3名の方にマケット制作を承諾いただき、制作候補者について一定のめどがついたことから、本定例会に予算を計上したところでございます。

また、制作には半年以上にわたることが想定されるため、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許とするものです。

8節普通旅費及び11節通信運搬費は、芸術文化交流促進事業の関連予算で、東京都大田区立郷土博物館が保管している大森麦わら細工の会制作の編み細工及び張り細工作品を、美郷フェスタ文化展に展示するもので、博物館側の意向により作品の輸送方法を町職員による手運びに変更するため、予算を組み替えるものでございます。

次の11節手数料及び10款5項1目保健体育総務費11節手数料は、11月から運用が開始される公共施設等予約システムに伴い、キャッシュレス決済の増加が見込まれることから、決済手数料をそれぞれ増額するものでございます。

なお、算定方法につきましては、各施設の令和5年11月から令和6年3月までの使用料収入の30%と見込み、決済手数料率を乗じた額を計上しております。

戻りまして、13節施設使用料は、10月開催予定の学友館特別展に伴い、招待者の宿泊のための施設使用料に不足が見込まれることから増額するものでございます。

次の3目文化財保護費10節印刷製本費及び12節看板等製作委託料は、関田円型分土工が国の登録有形文化財として指定される運びとなったことから、同施設について広く周知を図るための関連予算です。

印刷製本費は、パンフレットの作成、看板等製作委託料は、敷地内にある既存看板1基をリニューアルし、説明内容を充実させるための制作委託料でございます。

次の4目社会教育施設費は、社会教育施設の維持管理に要する関連予算で、10節消耗品費は、学友館展示室内で使用している美術博物館用蛍光灯が12月をもって受注終了となることから、今後の特別展の開催に支障を来さぬよう、専用蛍光灯をストック用として購入するものでございます。

次の修繕料は、社会教育施設の老朽化等による修繕料の増加により、今後の予算に不足が見込

まれることから増額するものでございます。

次の14節公民館ホールスピーカー改修工事は、公民館ホール両脇にある埋め込み式のサブスピーカー及び移動式の跳ね返りスピーカーに何らかの過度の負荷がかかり、スピーカーが故障したため、ホール内の音響使用に支障を来していることから、スピーカーの交換、改修等を行うものでございます。

次の5項2目保健体育施設費は、体育施設の維持管理に要する関連予算で、10節光熱水費は、高圧及び動力を多く使用する総合体育館リリオス、美郷町野球場、プールパークみさとの3施設で、夏の猛暑等による電気料金の高騰等により今後の予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

内訳ですが、総合体育館リリオスが316万8,000円、美郷町野球場が99万2,000円、プールパークみさが36万7,000円となります。

次の修繕料は、体育施設の老朽化等による修繕料の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、12款1項1目22節繰上償還元金は、減債基金を繰り入れ、プライマリーバランス確保のため追加するものです。

70、71ページをお願いします。

13款1項1目24節積立金は、歳入でご説明しました指定寄付金のうちの一部を公共施設整備基金に積み立てるものです。

続きまして、14款予備費は、歳入歳出予算の差額を調整するものです。

議案第66号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第66号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時49分）

（午前10時58分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、議案第67号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第67号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万1,000円を追加するものです。

歳入からご説明いたしますので、議案84、85ページをお願いいたします。

6款1項1目職員給与費等繰入金ですが、事務費増額分の一般会計からの繰入金となります。

7款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので増額計上するものです。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出についてご説明いたします。

86、87ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費10節印刷製本費は、本年12月2日からの資格確認書交付のための台紙購入に要する経費です。

11節通信運搬費並びに次の2項1目賦課徴収費11節通信運搬費ですが、本年10月1日からの郵便料金値上げに対応するための増額補正です。

8款1項3目その他償還金22節保険給付費等交付金償還金ですが、令和5年度国民健康保険給付費等交付金の額確定見込みにより返還が生じるため計上するものです。

9款1項1目の予備費ですが、補正調整額でございます。

議案第67号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第10、議案第68号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第68号につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,837万6,000円を追加するものです。

はじめに、93ページ、第2表繰越明許費補正について説明をいたします。

1款2項真空ポンプ場真空ポンプ更新事業は、今回、歳出にて計上しているポンプの交換に伴

うもので、ポンプの製作に1年程度の納期が必要とのことであり、翌年度に繰り越すものです。

続いて、94ページ、第3表地方債補正について説明をいたします。

資本費平準化債は、減価償却費相当額の再算定による増額となります。

続いて、歳入を説明いたします。

98、99ページをお願いします。

3款繰入金は、今回の歳出の財源として増額計上をしております。

4款繰越金は、決算により繰越額の確定に伴い増額計上しております。

6款町債の資本費平準化債は、先ほど第3表地方債補正でご説明いたしましたとおり増額計上しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出を説明いたします。

100、101ページをお願いいたします。

1款1項1目11節の通信運搬費については、郵便料の値上げに伴う増額となります。

1款2項1目10節修繕料は、今後の機器修繕等に不足が見込まれるため増額計上をしております。

14節工事請負費は、先ほど第2表繰越明許費補正でも説明いたしましたが、真空ポンプ場において真空圧を生じさせるポンプ3台のうち1台について能力の著しい低下が見られることから、交換を行いたく計上しております。

2款公債費は歳入の変更に伴う財源の補正です。

以上で議案第68号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第11、議案第69号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第69号につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万円を追加するものです。

歳入から説明いたします。

110、111ページをお願いします。

決算による繰越額の確定及び歳出事業費の変更に伴い、3款繰入金を減額、4款繰越金を増額計上するものです。

歳入は以上です。

次のページ、112、113ページをお願いします。

歳出1款2項1目10節修繕料につきましては、機器などの故障対応のための予算に不足が見込まれることから増額を計上しております。

以上で議案第69号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第69号の説明が終わりました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第12、議案第70号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第70号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加するものです。

歳入からご説明いたしますので、122、123ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので増額計上するものです。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出についてご説明いたします。

124、125ページをお願いいたします。

4款1項1目の予備費ですが、補正調整額でございます。

議案第70号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第70号の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第13、議案第71号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第71号につきまして説明をいたします。

第2条収益的支出について、第1款事業費用総額を32万円増額し、3億8,966万8,000円とするものです。

132、133ページをお願いします。

収益的支出1款1項4目、総係費の手当については、児童手当の拡充に伴う増額、その下、通信運搬費については、郵便料の値上げに伴う増額となります。

財源はそれぞれ自己資本からの充当となります。

以上で議案第71号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第71号の説明が終わりました。

◎認定第1号から認定第6号までの総括質疑

○議長（森元淑雄） 日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの6件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。認定第1号から認定第6号まで質疑の通告がありませんでした。

これで認定第1号 令和5年度美郷町一般会計決算認定についてから認定第6号 令和5年度美郷町水道事業会計決算認定についてまでの総括質疑を終わります。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第20、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長（森元淑雄） 日程第21、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

（午前11時09分）

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、14人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

（午前11時11分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、鈴木良勝議員、副委員長に6番、高橋邦武議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時12分）